

上越市議会

議会基本条例

議会が変わる！5つのポイント

賛否
の公表

市民意見
の反映

説明
責任

議員間
討議

市長の
反問

上越市議会

上越市議会のこれまでの改革・活性化の取り組み

議会運営などに関する事項

H11. 6 ○委員会を全面公開



H14. 4 ○再質問において一問一答制の導入

H18. 5 ○議長、副議長選挙前に所信表明の場を設ける

H18. 6 ○一般質問で議員の質問席を設置



H18. 7 ○議員懇談会の後に議員勉強会を開催

H18. 12 ○本会議などにおける乳幼児の同伴や児童の傍聴を可能に



市民への情報提供などに関する事項

H14. 1 ○インターネットで会議録検索システムを構築

H18. 5 ○政務調査費の使途を公表（領収書や報告書を市政情報コーナーで閲覧可能に）



H18. 6 ○本会議のインターネット中継を開始（生中継、録画放送）



H20. 11 ○市民の声を常時受け付ける議会ポストを議会ホームページ内に開設

H20. 11 ○議会報告会を開催



条例策定の背景

地方分権改革

- 自治体の権限が拡大

市町村合併

- 自治体の範囲が拡大

住民自治の推進

- 自治基本条例の制定（市議会の責務等を規定）

議会改革

- 積極的な議会改革、議員の意識改革

議会に求められること

- 二元代表制の一翼を担う議会として、実情に合った政策の立案

- 様々な市民の意見、広域化した地域の課題の把握し、市政に反映

- 市の意思決定機能、市政の監視機能の発揮、市民への説明責任を果たす

- 議会運営などを見直し、不断の議会改革を行う

条例に盛り込む主な柱

- 議事機関の役割を果たす
- 積極的な政策立案、提言を行う

- 広く市民の意見を聴き、その意見を市政に反映させるよう努める

- 市議会の機能を発揮する
- 説明責任を果たす

- 透明性を高め、開かれた議会を目指す
- 議会活性化、不断の議会改革を進める

条例の構成（条例で明らかにしていくもの）

前
文

① 総則（目的）

② 議会及び議員の活動原則

③ 市民と議会との関係

④ 議会と行政との関係

⑤ 議会運営

⑥ 政務調査費

⑦ 議会の機能強化

⑧ 政治倫理

⑨ 最高規範性

⑩ 見直し等

決意

① 目的

② 自治基本条例で定める「市議会の権限及び責務」をもとにした議会・議員の基本的な活動原則

③ 議会として情報公開、共有の考えを明らかにするとともに、市民参画の機会、市民への説明責任など、市民と議会との関係

④ 市長等との緊張関係の保持や議会審議に必要な資料等の提供を求めることなど、議会と行政との基本的な関係

⑤ 議会運営の基本原則や議員間の自由討議など、議会の活性化に向けた様々な取り組み

⑥ 政務調査費の使途の透明性確保

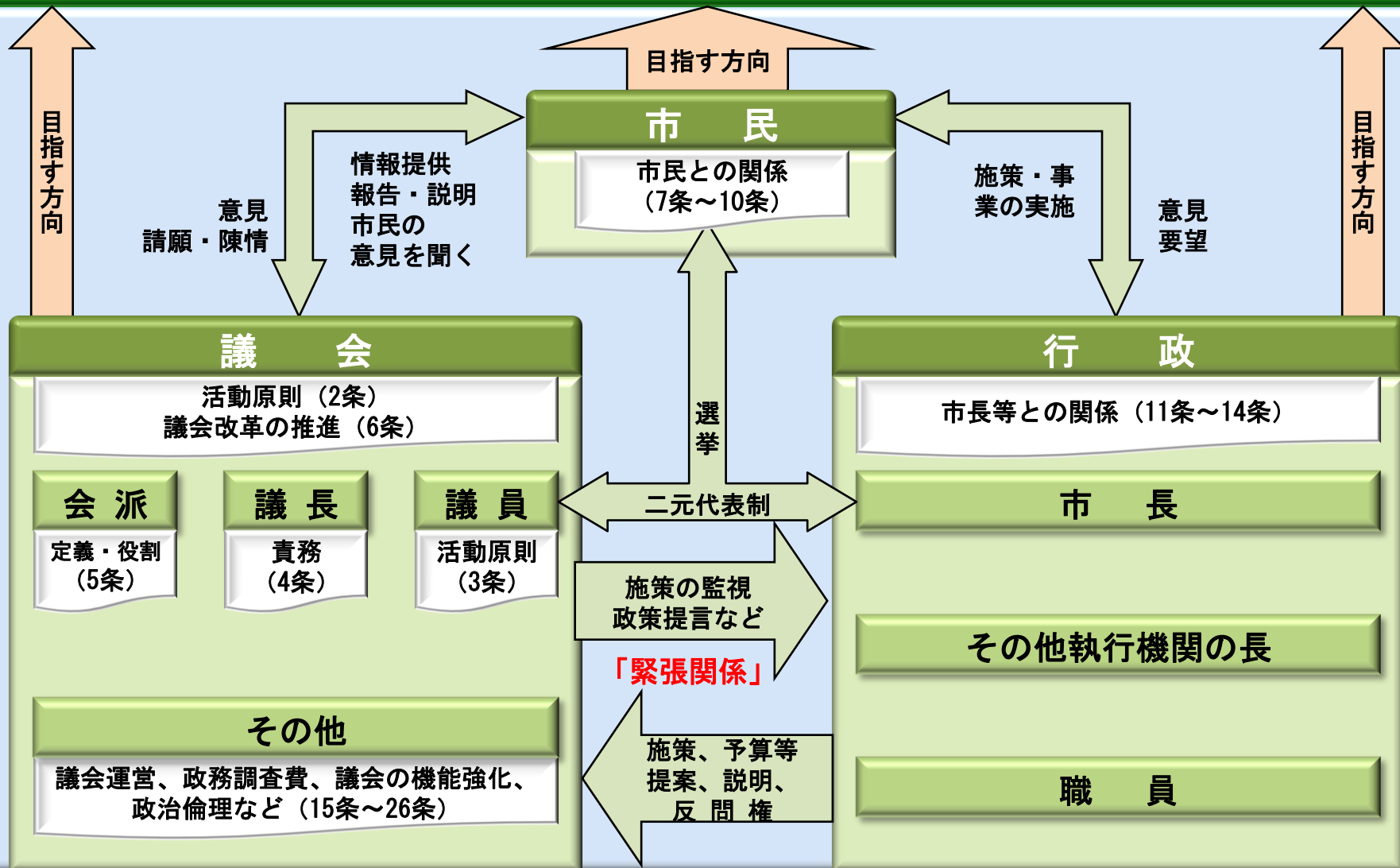
⑦ 議会の研修や議会の附属機関の設置など、議会の機能強化の取り組み

⑧ 市民の代表として責任感を持って責務を果たし、議員の品位を保つこと

自治基本条例との整合

上越市議会基本条例の全体イメージ

市民との信頼関係を築きながら自主自立のまちづくりを実現



自治基本条例

上越市議会基本条例の5つのポイント

情報の公開

- 議会が保有する情報を多様な方法で提供する（議会だより、インターネットなど）
- 市民等の知りたい情報を公開請求に基づき原則公開する
- 議会の全ての会議は原則公開とする（秘密会は除く）
- 議員の議案に対する賛否を公表する（無記名投票、全会一致は除く）



Point1

- ・議会だよりなどで議員ごとに賛否を公表します（例）

☆議員は議決した責任を深く認識する
☆どの議員がどのような態度をとったのか
市民の関心が高まる

議案	1号	2号	4号
A議員	○	○	×
B議員	×	×	○
C議員	×	○	○

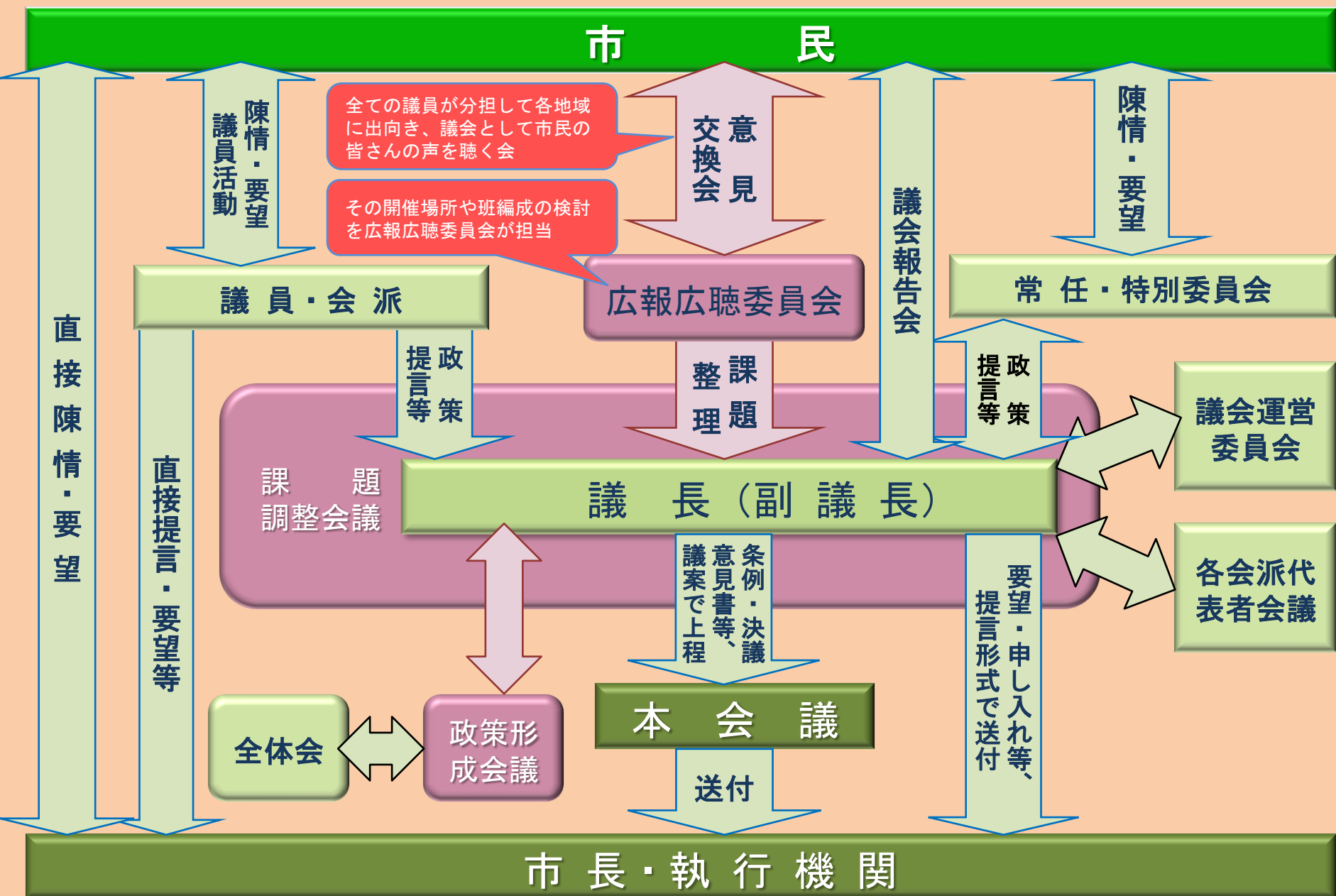
市民及び参画協働

- 市民との意見交換の場を設ける
- 公聴会、参考人制度を活用する
- 必要に応じて請願、陳情の提出者の意見を聴く機会を設ける（提出者が市民の場合で申し出があったときは、意見を聴く機会を設ける）

Point2

- ・市民との意見交換会（市民の意見を聴く会）は、任期4年間で28の全ての地域自治区で開催する
- ☆直接、様々な市民の意見や地域の課題を把握する
- ☆市民と議員の問題意識の共有が図られる

政策形成に向けた流れ



広報広聴委員会、課題調整会議、政策形成会議

広報 広聴 委員会

設置目的：市民との意見交換会の企画、運営やそこで聴取した市民意見の整理、議会だよりの編集等を行い、市民との情報共有を推進し、市民参画の機会の充実を図るため

構成：各会派から選出された委員12人以内（任期2年）

その他：広報広聴委員会の設置により、現在の議会報編集委員会は解散

課題 調整 会議

設置目的：広報広聴委員会が聴取した市民の意見及び議員・会派等が提案した政策提言等について、議会としての対応方針を協議するため

構成：議長、副議長、議運委員長、各常任・特別委員長、広報広聴委員長、委員長などを出していない会派（無所属議員は除く）から議員1人をオブザーバーとする

政策 形成 会議

設置目的：議長から諮問された案件について専門的に検討し、議会として政策立案及び政策提言等を行うため

設置方法：議長が各派代表者会議に諮り、案件ごとに設置

構成：全ての会派から委員を選出し、無所属議員も委員として参画する（案件に応じて議長が委員数を定める）

広報広聴委員会、課題調整会議、政策形成会議に関し必要な事項は規程で定める

○議案等の審議及び審査の内容について報告する議会報告会を開催する

Point3

- ・ 議決責任を果たすため、定例会で審議した内容を報告します。
 - ☆特に委員会での審査状況が市民の前に明らかになる
 - ☆議案などの市政の課題について、市民の意見を直接聴くことで、次回の審査に市民の意見が反映される
 - ☆議会の審議に市民の関心が高まる



委員会

- 委員同士自由な討議を行い、市長等に積極的な政策立案や政策提言を行う
- 委員会として市長等に対し、事案について所見や意見を付けていく

Point4

- ・ 委員同士、議員同士の自由な討議を保障します。
- ・ 専門性を活かした詳細な議論を尽くす場である委員会では特に活発に行います。
 - ☆様々な考えや意見を持った議員同士が活発な議論を行うことで、市政の課題や問題点が明らかになる
 - ☆話し合いの中で合意点を探り、議会、委員会としての提言等を市長に行う

議会に
おける
質疑応答

- 議員と市長等との質疑応答を一問一答とし、論点や争点を明らかにする
- 議員の質問や政策提言等について、市長等が反問することができる

Point5

- ・ 活発な議論を展開するため、本会議や委員会に出席した市長等が反問として、趣旨の確認や逆質問をできるようにします
 - ☆論点が明らかになり、また、市長が反問権を持つことで緊張関係が高まる
 - ☆議員は、今まで以上に調査研究を行い、詳しく勉強する

議会報告会の概要

実施

- ・年2回（各2会場＝合併前上越市1、合併前旧町村1）計4会場
- 3月（予算）議会の審議内容を報告…5月 2会場
- 9月（決算）議会の審議内容を報告…11月 2会場



時間

- ・午後6時30分から8時30分（2時間）

内容

- ・定例会の報告（約40分） 司会：副議長
全体の概要説明（議長）、各常任委員会審査（各委員長、7分程度）
- ・意見交換（約75分）
定例会の内容に関する質疑、その他市議会全般について

周知方法

- ・議会だより、広報じょうえつ、報道機関への情報提供



当日資料

- ・議会だより

その他

- ・正副議長、各常任委員長のほか、各会派に手伝い議員の出席を依頼
- ・手伝い議員は、会場準備、受付、記録、質問者へのマイク渡し、記録写真撮影等を行う



議会基本条例

策定までの歩み

上越市議会

議会基本条例策定に向けた取り組み

2009年 5月 議長の諮問機関として「上越市議会基本条例策定検討委員会」を設置
(委員は各会派から選出)

6月 当市らしさ、目指すべき姿など
条例に盛り込む主要事項を協議

7月～ 8月 規定する項目の検討

9月～11月 具体的な内容の検討

11月 **会津若松市議会に視察**

12月 たたき台の作成

2010年

1月～ 3月 たたき台をもとに素案を検討 (全議員説明会)

5月 議長への中間答申
(素案策定)

市民説明会 (5月23日～27日)

委員が2班に分かれて説明、質疑応答

4会場で81人の市民が来場

7月 最終答申

8月～ 9月 パブリックコメント

11月 臨時会で上程、可決



出た意見を
全体会で協議



市民説明会



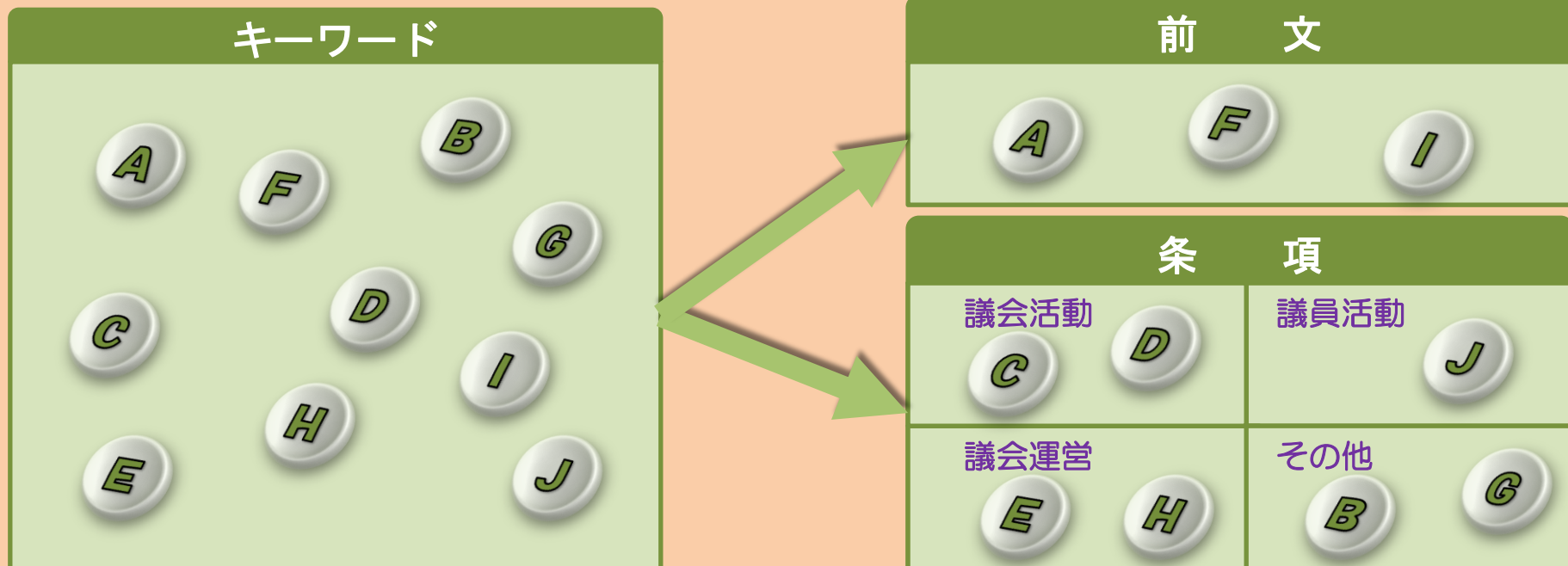
策定検討委員会における条文検討の進め方

キーワードの抽出、分類整理

1: 上越らしさを念頭に委員がキーワードを列挙
(どのようなことを条例に盛り込むか、どのようなことを定めるか)

2: キーワードを前文と条項に盛り込むものに大別

3: 条項のキーワードを「議会活動、議会活動、議会運営」等に分類整理



キーワードをもとに条例の構成（項目）を検討

キーワード	分類	項目
C D J	活動の基本原則	議会の活動原則 議員の活動原則
E H	具体的な取り組み	議会運営、情報公開、 市民との関係
B G	活動をサポートする 体制等	政務調査費、議会事務局、 議会図書室

項目ごとに条文内容の検討（23項目）

例：議会の活動原則

キーワード

透明性の追求
議決責任
政策提言
二元代表制の
自覚



現状と課題

議論の過程や結果について市民
への説明が不足している
執行部の補完、追認になりがち
市民の意見を聴き、市政に反映
する点が不十分



内容、要点のまとめ

開かれた議会を目指す
議決責任を認識する
市民への説明責任を果たす
政策立案に積極的に取り組む

策定検討委員会の組織及び検討の流れ

2班編成により委員会の議論を深める



<2班編成のメリット>

- ・ 少人数の班に分かれることで、委員同士が本音で自由に議論できる。
- ・ また、理想論ではなく、現実に即した議論ができる。
- ・ 委員会では、2班のまとまった意見を協議することで、考えをまとめやすい。

検討会を設置してたたき台を作成



例	キーワード	各班の意見		たたき台
		1班	2班	
議員の活動原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 透明性の追求 ・ チェック機能 ・ 政策提言 ・ 議員間討議 ・ 市民の目線 ・ 不断の改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公平性、透明性の保障 ・ 市民意見を反映させ政策提言する ・ 分かりやすい議論 ・ 不断の改革 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に開かれた議会の追及 ・ 市政運営の監視、評価 ・ 議員間の自由な討論 ・ 説明責任を果たす ・ 二元代表制の自覚 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと ・ 市政運営の監視、評価を行うこと ・ ・ ・

条例制定までの流れ

検討会
(全22回)

委員会
(全28回)
H21.5~
H22.10

全議員説明会
(全5回)

・他の議員からの意見聴取や共通認識の醸成を図る

市民説明会

(4会場、81人来場、H22.5.23~27)

・市民の意見や要望等を把握し、条例案に反映する

議長答申 (H22.7.1)

パブリックコメント実施 (H22.8.10~9.9)

・7人から出された計56件の意見の取り扱いを委員会で検討し、18件を採用した

11月臨時会で上程、可決

議会が変わる！ 5つのポイント

賛否の公表

議案に対する
議員別の賛否を公表

H22.08.01議会だよりから実施

説明責任

議会報告会を開催し
説明責任を果たす

H20.11（9月定例会）から実施

市民意見の反映

意見交換会を開催し
市民意見や地域の
課題を把握

信頼

市長の反問

論点の明確化と
議論の活性化を図る

議員間討議

議論を尽くし
市政の課題や
問題点を明確化

UP!



ご清聴いただき
大変ありがとうございます
ございました

上越市議会